

夏井春喜著

中華民國期江南地主制研究

笹川裕史

I

本書は、六〇〇頁を超える重厚な大著である。中國江南の地主制の實態とその變遷が、日中戦争・戦後内戦期（一九三七―四九年）に焦點をあてて、緻密な實證作業にもとづいて考察されている。著者は、すでに十數年前に遡る二〇〇一年にも、ほぼ同じ主題と方法を用い、これに先行する時期を対象とした著書（『中國近代江南の地主制研究』汲古書院）を上梓しており、その前者と併せるなら、實に二二〇〇頁近くにも及ぶ。この二つの大著によって、太平天國期から中華人民共和國の成立前夜までの約一〇〇年間にわたる近代江南地主制の全生涯が、我々の眼前に提示されたことになる。そして、前著の分析を生かしつつ、本書が微に入り細を穿って描き出すのは、その地主制の命脈が盡きる寸前の矛盾と錯綜に満ちた最終的局面である。

かつての通説的歴史像においては、近代中國の地主制は農民を貧困状態に押しとどめ、近代化や經濟發展を阻礙する「封建的」な軀として全面否定されてきた。そして、その地主制への否定的なイメージが、中國共產黨による土地改革やその後の政策展開に

歴史的な正當性を供給し続ける役割を果たしてきた。しかし、こうした政治的色彩の強い一面的な歴史像は、すでに過去のものとなっている。たとえば、本書の冒頭でも言及されている四川省の大地主劉文彩の「收租院」は、地主の惡辣さの象徴として毛澤東時代の階級教育の據點であった。評者は二〇一一年にその「收租院」を訪れたが、薄暗いガラスのショーウィンドーの向こうに、地主制の非人道的な殘虐さを伝える有名な塑像群はなおもひっそりと展示されていた。とはいえ、それはすでに目立たない脇役であって、大勢の參觀者を集めていたのは、劉氏一族の贅を盡くした暮らしぶりを今日に伝える瀟洒な邸宅と高價な調度品の數々であった。「收租院」は、かつての政治性を失って觀光地化され、郷里が生んだ傑出した名士を顯彰するための展示へと變わっていた。

それでは、このような歴史意識の變化の過程で、地主制の實證研究自體が、新たな意味づけを伴って格段の深化を遂げてきたかといえは、そうではなからう。むしろ、日本の學界をはじめとして、研究者の關心は多種多様な新しい分野へと擴散し、地主制研究はその本來の重要性に見合った幅廣い注目を集めることはなくなった。その意味では、めまぐるしく變轉する學界動向とは距離を置き、孤塁を守るように長年にわたって同一テーマを地道に追究し続けている著者の仕事ぶりは際だっている。そのおられることのない一貫した學問的情熱に、まずは敬意を表したい。

史料面について一瞥すれば、前者では、日本各地の研究機關に分散的斷片的に所藏されている租棧關係簿冊などの一次史料を網羅的に調査して、それらの丹念で周到な解析が敘述の中心であつ

た。これに對して、日中戦争期以降の租棧關係簿冊が日本には所藏されていないため、本書では、中國の蘇州市博物館、常熟市檔案館、吳江市檔案館、臺灣の中央研究院近代史研究所などで數多くの未刊行の一次史料を収集・解讀し、その弛まぬ努力の成果が結實している。これらの貴重な一次史料を基軸としつつ、補助史料として當時の蘇州およびその周邊で發行されていた各種地方新聞類の記事を丹念に對照しつつ使用し、平板になりがちな分析的な敘述に精彩と説得力を與えている。その數も半端ではない。各紙によつて發行期間に長短はあるものの、吳縣で『蘇州新報』・『蘇報』・『蘇州日報』など八紙、常熟で『常熟日報』・『常熟青年日報』など三紙、崑山で『新崑山日報』一紙、太倉で『太倉新報』など二紙、無錫で『新錫日報』・『江蘇民報』など三紙、合計すれば實に一七紙にもほる。さらに、日中戦争期に行われた各種の農村實態調査報告が隨所で有効に使われ、分析に深みと奥行きを與えている。こうした史料群の涉獵・解讀に投じられた膨大な時間と勞力を少し想像してみるだけでも、本書が眞に「勞作」の名に値するものであることが知られよう。

II

まず、本書の章別構成を以下に提示しておこう。

序章 文書史料と江南の地主制研究
第一章 中華民國前期の地主團體

第一節 中華民國前期の租糧竝收と追租局——蘇州市博物館の史料を中心に

第二節 蘇州の田業會と商工業との關わり——吳縣田業銀行・蘇州電氣廠との關係について

第二章 日中戦争期の田租徵收狀況

第一節 日中全面戦争の勃發と日本軍の江南占領

第二節 清郷工作前の田租徵收狀況

第三節 清郷工作後の田租徵收狀況（一九四一年度）

第四節 地主の自主收租と追租局（一九四二—一九四三年度）

第五節 一九四四年度の田賦實物徵收と田租徵收

第三章 内戦期の田租徵收狀況

第一節 日本敗戦後の田租徵收（一九四五年度）

第二節 田賦實物徵收と田租徵收狀況（一九四六年度）

第三節 國民政府の戦局悪化と田租徵收（一九四七—一九四八年度）

第四節 内戦期における地主・佃戸關係の變化

第四章 吳江市檔案館收藏簿冊の分析

第一節 吳江縣第二區釵金郷・東溪鎮・清水郷の「佃戸調査冊」

第二節 「周愛蓮棧」關係簿冊の分析

あとがき

以上のような本書の章別構成に沿つて、評者が理解した範囲内で全體の内容を概括してみよう。

まず、序章において、著者の問題意識と方法論、使用史料の紹介、そして前著の内容を振り返りながら日中戦争前までの地主經

營の變遷などが概括的に示されている。著者のねらいは、前述したように、近代江南地主制の實態とその變化を明らかにすることにほかならないが、とくに本書では次の二點に焦點をあてたという。第一點は、田業會（田業公會・田業會商處・田業改進會・田業聯誼會と時期によって名稱が異なる）という地主の同業團體の動向である。ここでは、地主たちが利益團體を結成して社會や國家へと働きかけ、密接な關係を取り結んでいく姿が視野に入ってくる。第二點は、前者では分析對象から外れていた日中戦争・戦後内戦期の田租徴收問題である。著者によれば、近代江南の地主制は大きく四つに時期区分できる。第一期は清末（太平天国後から辛亥革命勃發まで）、第二期は民國前期（南京國民政府成立まで）、第三期は南京國民政府時代（日中戦争勃發まで）、第四期は日中戦争・國共内戦期（中華人民共和國成立まで）であって、そのうち地主の租棧經營が最も安定していたのは第二期、長い戦時下で大きな變化を被り、衰退へと向かうのが第四期になる。とりわけ、人民共和國初期の土地改革との關わりを考えようとするれば、この第四期の變化をとらえることの重要性が強調されている。ここでは、土地改革の前提や可能性を地主制の內的變化の中に探ろうという著者の副次的な問題意識が、前者に比べてより明確に打ち出されている。

第一章は、日中戦争前が對象であるが、上記焦點の第一點にかかわっている。第一節の前半では、田業會が本格的に機能するきっかけとなった辛亥革命期の「租糧並收」（政府と協力して田租と田賦を同時に徴收）の實態、後半では田業會が主導した時期の追租局（田租滞納者に對する督促機關）を分析している。第二

節では、田業會の主要な役員の経歴や活動を洗い出し、同會が狭い地主的利益の追求だけではなく、田租の近代商工業への投資を促し、實業振興や公益事業、ナショナルリズムとも深い繋がりをもっていたことを明らかにしている。

續く第二章・第三章が、分量的にも内容的にも本書の歴巻である。日中戦争期を扱った第二章では、まず、日本軍による江南占領、その後の地方行政の再建、そこでの田租徴收の困難さが詳細に描かれていく。その困難さの背景には、地主の都市居住、所有地の散在性、租棧という收租機關を介した間接的な田租徴收、それらによって生み出された地主と佃戸との情誼的關係の缺如など、江南地主制の内在的な特質が色濃く影を落としていた。このため、官が地主に成り代わって田租を暴力的に徴收し、その中から田賦分や徴收費用を差し引いた残りを地主に支給する「租賦併徴」が各地で廣がった。著者はそこに地主制の自立性が喪失していく危うさを讀み取り、地主側の根強い懸念や反対意見も見逃さずに記述していく。結局、農村の治安が安定しない中では、「租賦併徴」もわずかな成果しか生まなかった。

一九四一年になると清郷工作が行われた。共產黨系・國民黨系の遊撃隊が農村から驅逐され、汪兆銘政權の支配が江南の農村にまで及んでいく。同年、「租賦併徴」は繼續・擴大され、收租状況の大幅な改善が實現するが、その弊害も詳細に分析される。一九四二年に「租賦併徴」は廢止され、地主による自主的な收租が復活するが、戦争勃發以降、地主が經營する租棧は佃戸や土地に對する掌握力を大きく低下させ、佃戸側も佃租を納入しないことが習性となっており、租棧の往年の收租能力はすでに喪失してい

た。そこで縣政府主導で設置されたのが追租處であり、もはや政府の積極的な關與なしには地主經營は成り立たなくなっていた。政府の關與の強化は、地主の收益を大きく左右する災害時の減免額や「折價」（帳簿上に米で表示された收租額を貨幣に換算する比率）の決定においても及んでくる。

さらに、一九四四年に田賦の實物徴収が導入されると、それに伴う地主の困難に配慮するという名目で、政府は佃戸から直接田賦を徴収した。従来の「糧從租出」（田賦は田租から納付する）の原則は崩れ、田賦と田租が分離して、政府・地主それぞれが徴収することになった。この方針は、地主からみれば、自らの権限や存在を脅かすものと受け止められ、彼らの不安をかき立てた。自らの佃戸情報を政府に提供することを濫ったり、共同で對處するために田業會が結成されたりといった動きが各地で見られた。こうした状況下で、再び共產黨系・國民黨系の遊撃隊の活動が活発化して農村の治安も悪化し、日中戦争の終焉を迎えることになった。

戦後内戦期を扱った第三章は、ほぼ年度ごとに田租徴収狀況が詳細に記述されていく。日中戦争の終結を受けて、一九四五年度の田賦は舊日本占領區において一律に免除されたが、田租は免除されず、その代わりに佃戸への讓歩策であり、戦前以來の懸案である「二五減租」が實施された。しかし、それで收租狀況は低調であり、各地で紛糾や抗租事件が多發した。これに對應して田業改進會という地主團體が結成され、政府内に追租機關や佃戸も一部参加する仲裁機關も設置されたが、そこに地主側の意向が強く反映したため、臨時參議會や新聞などのメディアからは厳しい

視線を向けられるようになった。

一九四六年度になると、國共内戦の勃發に伴い田賦實物徴収が再度開始される。このため、政府による田賦確保の厳しい要請を受けて、各縣で異なった様々な試みが實施され、複雑で錯綜した様相を呈するが、おしなべて收租のための強硬な措置が講じられた。なかには、追租に行政末端の郷鎮保長（彼ら自身が佃戸である場合も多かったため効果は小さかった）だけでなく武装した保安隊や警察までが動員されたり、收租がままならず田賦の納付ができない地主に代わって、政府が佃戸から直接田賦を徴収したりした事例も見られる。しかし、厳しい追租は逆に佃戸の反發を招いて抗租風潮を激化させ、收租機關の不正も發覺して新聞で大きく報道されるなど、社會的批判も強まり、ほとんど成果を上げることがなかった。

内戦の戦況が悪化する一九四七年以降になると、政府が佃戸から直接田賦を徴収し、その納付分を差し引いた額の田租を地主が徴収するという「指佃完糧」の方式が採用されていく。これによって、田賦徴収の成果は田租徴収狀況の如何によって左右されなくなり、政府が地主による田租徴収に協力する動機を著しく弱めることになった。戦況がさらに緊迫する一九四八年度になると、軍糧確保のための田賦徴収がより優先され、實際においても政府は地主による收租の面倒をみる餘裕をほぼ失っていく。政府の協力なしに收租ができない地主側は、田賦・田租を同時に徴収する「租賦併徴」に類似する方式を提案して、田租徴収に對する縣政府の全面的協力を求めたが、この提案は省政府から却下され、參議會からも支持を得られなかった。政府にとってみれば、地主の

頭越しに佃戸から田賦を確實に徴収できるのであれば、社会的批判を受け餘計な手間をかけてまで地主を助ける理由はなくなっていたのである。

以上から、日中戦争・戦後内戦期を通じて、政府にとって地主制を存続させることが實際問題として重荷になり、これを切り捨てていく道筋が浮かび上がってくる。これに加えて、農地價格、とりわけ田底權價格の大幅な下落、「二五減租」やいくつかの地域での自作農創設計劃の模索などの政策動向、収益を生まない地主經營を自ら放棄しようとする一部の地主の動向などが論じられ、これらが相互に絡み合いながら地主制の解體に向けた條件が創出されていく状況が描かれる。著者は、そこに中國共產黨が實施した方法とは異なる土地改革の可能性を見いだしている。

第四章は、第二章・第三章の敘述を踏まえつつ、それを實證面で補強する二つの一次史料の分析にあてられる。いずれも著者自身が蘇州の南方に位置する吳江市檔案館で發見し収集した貴重な文獻である。一つは、一九四四年に作成された吳江縣第二區釵金鄉・東溪鎮・清水郷の「佃戸調査冊」である（二冊）。ここには同郷鎮における佃戸の姓名、住所、小作地・自作地別の經營面積、その佃戸に土地を貸し出している地主の姓名・住所などが記載されている。前述した田賦實物徴収を實施する際には、政府が田賦を佃戸から徴収するために「租賦對照冊」が作成されていた。本史料は、これに對應して郷鎮で保甲を通じて作成されたものである可能性が高いという。

もう一つは、「周愛蓮棧」という郷紳周公才と關係する租棧に關する以下の四冊の史料である。すなわち、「周愛蓮棧租藉」（一

九四四年）、「關於松陵田租完租名冊」（一九四五年）、「日收」（一九四七年）、「分記」（一九四八年）である。前二冊は、郷村で地主の代理人として土地・佃戸を管理していた「催甲」ごとにまとめられた「催甲冊」と呼ばれる帳簿である。「日收」は日附順に收租状況を記載した帳簿、「分記」は租棧の收支決算書にあたる帳簿である。ちなみに、周公才は吳江縣城に居住し、同縣全體に大きな影響力をもっていた租棧地主であり、「租賦併徴」の實施にもかかり、地主團體である田業聯誼會の有力メンバーであった。著者の分析・推計によると、一九四四年度の欠租率は約四分の一と高く、四五年度でも欠租面積は一〇%、一五%を占め、一九四七年度、四八年度とさらに悪化への途をたどった。四八年度の欠租率は約四〇%であり、租棧の收支決算からみて利益はほとんどなかったとしている。江南の數ある租棧のなかの一事例の分析に過ぎないが、多くの新聞報道が傳えるように、地主の租棧經營は限界に達していたことが具體的に示されている。

このほか、本章の末尾には、その他の新聞史料と檔案史料を使って、吳江縣で實施された追租のやり方より具體的な實態を分析し、地主への世論の風当たりが強まっていく状況を紹介している。地主經營がいよいよ解體の危機に瀕しても、それに同情するような社會的雰囲気は醸成されることはなく、そうした中で、共產黨軍が江南に進駐してくるのである。

III

さて、以上が本書の論旨に即した紹介であるが、次に評者自身の問題意識に引きつけて若干のコメントを記して、書評の責を果

たしておきたい。なお、あらかじめ断っておくが、評者には著者が精魂を込めて行った数値データの解析について個別的に詳しく検証する能力も余裕もない。この點は、書評を引き受けた者として忸怩たる思いがあるが、より専門分野の近い別の適任者による批評に委ねるしかない。

評者は、近年、「戦争と社會變容」という視點で日中戦争から人民共和國初期までの中國社會の研究に取り組んでいるが、本書が明らかにした内容は、そうした視點からみても大變に興味深い。前述したように、著者の方法は地主制のたんなる靜態的な構造分析にとどまらず、時代とともに變化を遂げていく姿を追跡する、いわば動態的な把握に重點が置かれている。そして、本書の主な考察對象は、日中戦争と國共内戦という十數年間にわたった戦時體制下で變貌を餘儀なくされ、いよいよ機能不全へと追いつめられていく地主制の矛盾に満ちた最後の姿であった。そこには、戦争という特異な環境がもたらす影響が色濃く刻印されており、土地改革の可能性もまたそここそ胚胎するという立論には、評者は強い共感を覚える。すでに解體への途をたどっていた地主制の現場には目を向けず、土地改革をたんなる中國共產黨の獨自な理念的イデオロギーの所産としてとらえる理解がいかに皮相であるかが實感できよう。

そのような視點でとらえれば、たとえば、同時代の戦時日本における地主制の動向との比較史的な視野が開けてくる。第二次世界大戦下の日本では、都市に居住して小作料を受け取るだけで、戦争遂行に必要な食糧の増産・供出にならな貢献しない不在地主は没落傾向にあり、政府の政策展開も彼らの没落を後押しする方

向へと舵を切っていた。政府が土地所有の改變に直接手を附けたわけではないが、政府による地主米買い上げ價格と農民米買い上げ價格に露骨な格差をつけたことは、その典型的な事例である。戦時農業生産力の直接的な擔い手とはなり得ない、農業からも農村からも切り離された不在地主は、戦時下では公的な保護を受けべき積極的な要件を缺いた存在であるとみなされたからである。その意味では、政府の手を借りなければ獨力で收租さえできず、やがてその政府からも世論からも見放されていく戦時下の租棧地主の運命は、紛れもなく日本の不在地主が置かれた窮状とほぼ軌を一にしていたのである。戦争が地主制にもたらしたほぼ共通した影響が浮かび上がってくる。

しかし、問題は、以上のような類似點だけでなく、さらにその先にもある。不在地主の農村への影響力が減退した後、農村社會では何が起こっていたのだろうか。當時の日本では、農業の經營や生産を實際に擔っていた在村の耕作地主や中農層（自作農、小作農上層）が、内部に對抗關係をはらみつつも、不在地主に代わって村落の指導層として成長し臺頭していた。彼らこそが、日本の戦時體制を底邊の農村レベルで支えていたのであり、戦後、GHQ（聯合國總司令部）によって外から持ち込まれた農地改革の方針を農村の現場で受容し、有効に機能させる社會的な基盤となった。戦時下の中國の場合においては、これと類似した現象が見られなかったのだろうか。この點は、もっぱら租棧地主の分析に焦點をあわせた本書からは、もちろん読み取ることはできないし、そのことをもって本書の瑕疵とするわけにはいかない。本書の守備範圍を逸脱した、評者自身の勝手な問題意識から生まれて

きた疑問だからである。

しかし、「戦争と社會變容」という別の廣がりをもつた問題領域においては、今後の課題として、在郷の中小地主、自作農、さらには佃戸といった、農村の現場で生産を實際に擔つている人々を視野に収めた考察が必要だと、評者は考へている。そのうち、佃戸については、本書でも、地主の租棧や農村での地主の代理人たる「催甲」を襲撃するなど、激しい抗租風潮の主役として登場している。とはいえ、やはり彼らの農業經營の内實や生活實態については十分にうかがい知ることはできない。ただし、佃戸が郷長や保長として末端行政を擔つていた事例や、收租をめぐる紛糾を解決するための仲裁機關のメンバーとして參割している事例などが、本書でも紹介されている。そうした事例から類推すれば、少なくとも、執拗に抗租を繰り返す彼らを、ただ戦時下で生活を困窮させ、そのために田租が拂えなくなった貧しい社會的弱者とのみ判断することはできないだろう。なかには、戦争の混亂で租棧が機能不全に陥り、その間隙を巧みに利用して收租を逃れ、場合によっては自らの農業經營を安定・擴充させつつ社會的上昇を遂げたような、したたかな佃戸もいたかもしれない。また、四川省の事例ではあるが、多くの雇農を使つて農業經營を行い、周囲の農民よりも豊かな生活を享受していた佃戸もいた。

評者が前述のような疑問點に特にこだわるのは、著者のいう中國共產黨のやり方とは異なる「土地改革の可能性」がどこまでリアルティーがあつたのかという大問題と大きくかわつてくるからである。著者は、序章において日本農業史研究者である野田公夫氏が提起した土地改革に關する三つの類型論に觸れつつ、「日

本等の東北アジアと同様の小作農の自作農化という土地改革の可能性（それが中華人民共和國成立後の土地改革でつみ取られたとしても）がなかつたのかを検證する必要がある」（括弧内も著者の文章）と述べている。著者のいうように、もし佃戸が既存の經營をそのまま維持して土地所有者に轉じた場合、戦争で荒廢した社會秩序の安定と農業生産・經營の發展とを兩立させることができただろうか。

この問題は、おそらく地主制の内在的な動向分析だけでは解答は得られまい。まず、土地の分與を受ける佃戸の農業經營者としての成熟度、次に、彼らを取り巻く社會状況がどの程度制約要因として立ち現れてくるのかに左右されると思われる。たとえば、戦争がもたらす混亂は、著者が見事に實證してみせたように地主制を機能不全に追い込むと同時に、地域によって程度の違いはあれ、やはり大量の飢民や難民、あるいは安定した生計手段を失つた雑多な貧困層を増殖させていたはずである。彼らの社會的定着や救済をそのまま放置して、戦後日本の農地改革のように、經營能力のある佃戸だけに對象を絞り込んで土地を分與するといった選擇肢が本當にリアルティーをもつていたのだろうか。評者は、現實に實施された中國共產黨の土地改革だけが唯一の有効な處方箋であつたとも思わないが、當時の混亂した戦時中國社會がはらむ現實的制約を十分に考慮したうえでの批判でなければ、たんなる空疎な願望や机上の空論に陥つてしまうのではあるまいか。

以上、本書の本筋から逸脱した勝手なコメントばかりになってしまふ、著者には不快な思いを抱かせたかもしれない。また、評者の力不足ゆえの誤解も多々あるかもしれない、その點は、率直に

お詫びしたい。しかし、最後にもう一つ、蠻勇をふるって著者への要望を記しておこうと思う。

本書には、驚くほど緻密な實證、長々と續く原文の引用、細かな表や事實の羅列、門外漢を寄せ附けぬ複雑な數値データの解析、そして何よりも魅力的な論點が盛り込まれている。ところが、殘念なことに、全體を要領よく總括し、それを踏まえて如何なる歴史像を展望するのかという、本來なら「結語」や「終章」にあたる部分が見當たらない。昨今の文科系の學問を取り巻く環境の厳しさを考えるなら、自らの研究成果をどの範圍の人々にどのように見せるかという配慮も必要なのではないだろうか。評者の判斷に間違いがなければ、本書の内容と水準は、一部の狭い範圍の少數の

専門家たちだけの共有物にしておくには惜しいように思われる。著者にはぜひ本書の神髓を、難解で複雑な専門的タームに滿ちた世界から解き放ち、より幅廣い讀者、少なくとも日本史や西洋史を専攻する研究者にも自由に出入りができ、十分にその魅力と意義が傳わるような工夫を凝らしたうえで、比較的簡明な書物にまとめてほしいと思う。それによつて、中國近現代史という分野が本來的にはらんでゐる、逆接とダイナミズムにあふれた新しい魅力を廣く發信することになるのではなからうか。

二〇一四年二月 東京 汲古書院
A五判 二六三二頁 一六〇〇圓十税